令和７年度トラック諸島（沈没艦船）戦没者遺骨収集派遣（潜水調査）に係る仕様書

１　業務の目的

ミクロネシア連邦チューク州トラック環礁に沈没している艦船には未収容の遺骨が残されているものがあり、中には遺骨が観光ダイバーの目に触れ得る状態のものも報告されている。

北水道付近に沈没している追風は、これまで遺骨情報の提供があったが、水深が深いことから予算に限りがあるため実施できていなかったが、令和６年度に引き続き令和７年度も予算の確保ができたことと、技術面・安全面においても実施できる可能性ができたため、今般調査において遺骨の引き揚げ収容を行うこととする。

２　調査実施期間

　　令和７年９月１６日（火）～１０月１日（水） １６日間

　　（現在の予定であり、相手国の事情等により変更の可能性がある）

３　仕様の詳細

　　以下５以降に記載の条件の下で潜水調査を行う。

４　遺骨の発見状況

(1)　船の名前：追風

　(2) 船の種類：駆逐艦

　(3) 沈没地点：北緯７度３６．４分、東経１５１度４９．７分

(4) 沈船水深：６０m～７３m

(5)　収容実績：平成６年度に３１柱

(6)　遺骨情報

ア　甲板Aで頭蓋骨４つと長管骨数本を発見

イ　艦内Aで頭蓋骨１つと長管骨数本を発見

ウ　艦内Bで頭蓋骨３つと長管骨多数を発見

エ　追風の脇で頭蓋骨１つを発見

オ　ハッチの中に大量の遺骨がある可能性が高い

５　作業方針

(1) ８０年以上も海中に沈没している船であるため、船体の劣化が激しいことから、安全には十分配慮して作業を行うこと。

(2) 沈没している船の海域の波が荒れることがあるので、当日の作業実施の判断は慎重に行うこと。

(3) ダイバーは遺骨発見場所まで潜り、遺骨の引き揚げ収容を行う。

(4) 作業計画書に基づき作業を行う。

(5) 水深が深い場所での作業のため、上記沈没船と同等の環境の船内作業に潜ったことがある日本人の熟練潜水士を起用し、現地ダイバーと協力して作業を行うこと。なお、水深が特に深い場所での作業の場合は、請負業者と相談の上慎重に決めること。

(6) 可能な範囲で遺骨が発見されている場所周辺の調査も行うこと。なお、堆積している泥、砂等に埋まっているものの捜索は海面汚染を考慮し、基本的には行わない。

(7) 日本から専門の調査船等を持ち込むような作業は行わない。

(8) 潜水業者は海中での作業写真及び遺骨の写真等を撮影し、派遣後３週間以内に報告書を本協会職員に提出すること。また、遺骨発見地点図を作成し提出すること。

(9) 派遣期間中に作業が終わらない場合は、基本的には日程延長はせず、次回に実施する。

６　業者の入札資格

　　入札する業者は全省庁統一資格を有していること。

７　見積書の作成について

(1) 指定した様式のとおり見積書を作成すること。なお、社印の押印がある見積書を提出期限までに提出するものとし、提出期限以降の変更・修正は認めない。

(2) 日本語及び日本国通貨で作成すること。

(3) 見積書の所要額は、本協会が指定したUSD/円の為替レート（注）により外貨を日

本円に換算し算出すること。ただし、社会情勢の急変や自然災害等による大幅な為 替変動があった場合は、選定された旅行業者と本協会で協議することとする。

（注）公募掲載前月の三菱UFJ銀行公表によるUSD月中平均TTSレート（円売りドル買い）

指定為替レート　１４５．７５円/USD

８　作業計画書の作成について

作業計画書には以下に関する資料を必ず作成すること。また、必要な事項があれば追加して作成すること。

(1) 具体的な潜水作業方法、潜水作業人員編成表、潜水作業工程表、進入経路図、捜索範囲図、減圧方法

(2) 潜水士のコンディション管理

(3)　使用する潜水機器

(4)　安全対策、船体崩落対策、潜水病対策、シルト対策、油漏れ対策

(5) 休日及び夜間における緊急時の連絡体制（連絡網、対応要綱等）

(6) 事件・事故等発生時の対応

９　添付情報

　　見積書及び作業計画書の他に以下に関する資料を必ず添付すること。

(1)　全省庁統一資格を有していることを確認できる書類

(2)　担当スタッフの役職、氏名、連絡先

(3) これまでの沈没艦船等の調査実績

(4)　潜水士のこれまでの実績がわかる資料

(5) 潜水に必要な混合ガスが確保できるまでのスケジュール

(6)　社内で技術面・安全面の検討を行ったことがわかる資料

10　その他の手配内容

派遣期間中の航空運賃、出国税、現地宿泊費、現地ダイバー、送迎車両及び船艇借上費は、本協会が負担する。また、現地通訳（ガイド）も本協会が手配する。

仕様書に記載のない事項については、別途本協会と協議し、対応を決定すること。

契約後、追加で発生した金額については、請求書を本協会に提示し、認められた場合は支払うこととする。

11　注意事項

(1) 事業内容は、現地の天候等により延期・中止する場合がある。

(2) 本事業の実施に当たり、資材の準備等に日程を要すると思われることから、中止の判断期限を明記すること。

(3)　この仕様書に定めがない事項又はこの仕様書について疑義に生じた事項については、本協会と受注者とが協議して定めるものとする。